

第 3 回 繊維産業における責任ある企業行動ルール形成戦略研究会
議事要旨

○日時：令和 5 年 12 月 7 日（木）10:00～12:00

○場所：オンライン会議

○出席者：

新宅純二郎座長、江藤学委員、大澤道雄委員、太田秀幸委員、富吉賢一委員、深田雅史委員、山下隆委員、山田美和委員、渡邊純子委員

○ゲストスピーカー：

第一織物株式会社 代表取締役社長 中川 浩孝

ILO 駐日事務所 プログラムオフィサー 渉外・労働基準専門官 田中 竜介

○オブザーバー：

独立行政法人 製品評価技術基盤機構 認定センター 次長 吉田 耕太郎

ILO 駐日事務所 プログラムオフィサー 渉外・労働基準専門官 田中 竜介

○議題

- （１）開会
- （２）中小企業からのプレゼンテーション
- （３）ILO 駐日事務所からのプレゼンテーション
- （４）事務局資料説明
- （５）論点説明・自由討議
- （６）閉会

○議事概要

- 第一織物株式会社中川様より資料３に基づき、ILO 駐日事務所田中様より資料４に基づき説明を行った後、事務局より資料５－１及び５－２（１）に基づき説明を実施。自由討議における、委員等からの主な意見は、以下の通り。
- （１）足下の監査要求事項・評価基準の策定方針及び運用に向けて
 - ①監査要求事項・評価基準の策定方針
（監査要求事項策定における留意点）
 - ・ 「CSR 工場監査基準」は、様々な国を対象として策定しているが、監査の実績で見ると日本よりも中国・東南アジアの監査が多い点に留意が必要。欧米イニシアチブ等に引けを取らないものとするため、主に国内向けの監査要求事項を策定する場合、ある程度の項目数が必要だが、業種・企業規模に応じ、要求項目や重要事項を選定する必要もある。
 - ・ 海外のバイヤーに対応する高いレベルの監査要求事項を策定した場合、要求事項に对应されない企業が出る可能性がある。最大公約数的に抑えるべき必須項目と、より高い基準とのグラデーションを作ることが現実的。また、要求事項の策定に際しては目的と手段をセットで議論することが必要。
 - ・ 監査要求事項の策定に際しては、国内の繊維企業の実態を踏まえ、最低限の項目の策定、また段階的に要求項目を上げていく方針が必要。一方で、既に高い要求に対応可能な企業に対してはより高い基準の設定も一案。
 - ・ 監査要求事項を網羅的に策定した上で、対応が難しい中小企業等に対しては、一部監査項目を適用除

外にするという運用が制度設計上実施しやすいのではないか。

- ・ 監査要求事項をサブセットにした場合には認証制度として機能しない懸念がある。また、産業全体の底上げのためにサブセットとすることは意味があるが、その場合はガイドラインで良く、認証制度は必要ないのではないか。使い分けと目的を明確にして議論する必要がある。

（監査要求事項の必須項目について）

- ・ ILO の中核的労働基準の 5 分野（児童労働、強制労働、労働安全衛生、結社の自由、差別の排除）は企業規模問わず必須である。特に労働安全衛生に関する項目は重要である。
- ・ 業界で問題視されている分野（労働安全衛生、賃金支払い等）について、より詳細な項目を設定し、監査項目が実態を捉えたものとなる必要がある。
- ・ トレーサビリティを確保するためのサプライヤーとの連携に関する項目は、業界全体の問題の根本原因（ビジネスと人権に関する指導原則上の「助長」の類型）に対応するため必要。
- ・ ジェンダー・差別・ハラスメント項目については再度項目の整理が必要。
- ・ 大企業でもビジネスと人権に関する指導原則に沿った苦情処理メカニズムの導入は道半ばだが、特に中小企業では、苦情メカニズムや内部通報制度自体の不備も散見されるため、監査要求事項として包摂することは重要。
- ・ 環境項目について、現在要求の高まっているリサイクル分野及び将来的に要求が高まるカーボンニュートラル分野の早急な整理が必要である。

➤ ②認証制度の確立・運用体制の構築に向けて

（認証制度の在り方について）

- ・ 監査の現場からは国内外共通の物差しを望む声が多い。
- ・ 認証制度とするか、ガイドライン等とするか等、大枠の方針に関しても議論の必要がある。
- ・ 国内の中小企業を対象とするならば、国内の水準を引き上げるための監査実施方針の整備や、自己適合宣言の活用が有効と考える。
- ・ 認証制度が公共調達にて活用されれば普及が促進されるのではないか。調達における要件とし、その要求事項をハイレベルにすることで業界全体の底上げにつながる可能性もある。
- ・ 政府が運用する認証制度を政府調達の要件とすることは WTO の TBT 協定に抵触する可能性があるため、民間の業界団体等がスキームオーナーとなって運用する認証制度とし、それを公共調達の要件として活用する方が望ましい。

（監査員の育成について）

- ・ 監査員は一義的には要求事項の評価を実施するが、各工場のリスクを踏まえた是正措置を促せる体制が重要。
- ・ 監査員が監査の目的と本来の趣旨を踏まえた指摘を行える体制が必要。監査員の水準の確保が必要である。

● （２）日本の繊維産業の国際競争力強化に向けた在り方

➤ ①より高いレベルの監査要求事項の検討の方向性

（海外の高い要求事項への対応）

- ・ 日本の繊維・アパレル産業は、外国人労働者の問題等で国際的な批判を受けている。国内を対象とした足元の対応だけでなく、海外からの指摘を踏まえた対応が必要だと考える。
- ・ 国内アパレルにおいては、人権・社会面での対応状況が個社別に異なる。対応が遅れている企業を対象とするならば、最低限の要求事項を策定してステップアップする方針が有効ではないか。一方、川中等の産地では、2030 年に向けた繊維産業の展望（「繊維ビジョン」）でも指摘されたとおり、海

外市場を見据える必要があり、そのための認証取得やより高い要求事項への対応が必要になる。

- 足元で対応すべき事項及びその対象を明確にした上で、海外展開を見据えた戦略を検討する必要がある。
 - 輸出先のトレーサビリティ要求に際して、日本の繊維産業特有の分業構造が障がいとなる場合がある。アパレル会社等の川下企業と上流工程の企業との連携が不十分なケースもある。
- ②国際標準化や相互認証など国際ルール形成に向けた取組可能性
- 認証制度を創設した場合、海外市場で受け入れられていく形が理想的だが、認められるかどうかの問題。国内の中小企業の国際販路開拓を見据えると、欧米主導の国際認証と連携することが理想的ではないか。例えば SLCP 等が国際的な認知度が高い。
 - 新しく認証制度を創設する場合、海外市場に受け入れられるかが課題。海外の有名なイニシアチブとの連携・相互認証等、国内外市場を見据えた適切な制度設計が必要である。
 - 策定する監査要求事項・評価基準を海外のイニシアチブ等と連携させるという建付けであれば、国際的スキーム（国際認証・イニシアチブ）との交渉が次のステップとして必要となる。

以上